

平成 23 年 12 月 1 日

資料

(要望がない項目等)

目 次

1. 政策税制措置の延長

① 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長	1
② 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限の延長	1
③ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長	1
④ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長	1

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<相続税・贈与税関係>

⑤ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し	2
---------------------------------	---

<自動車重量税関係>

⑥ 自動車重量税印紙の交換制度の創設	2
--------------------------	---

(2) 税務手続の明確化・簡素化等

<所得税関係>

⑦ 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化	2
---	---

⑧ 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し	3
-------------------------------------	---

<相続税関係>

⑨ 相続税の連帯納付義務の見直し	3
------------------------	---

(3) 課税の適正化

<所得税関係>

⑩ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設	3
--	---

⑪ 社会保険診療報酬の所得計算の特例	4
--------------------------	---

<国際課税関係>

⑫ 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備	4
----------------------------	---

⑬ 国外財産に係る情報の把握への対応	4
--------------------------	---

⑭ 関連企業間の利子を利用した租税回避への対応	4
-------------------------------	---

その他要望にない項目等

○納税環境の整備を推進する等の観点から、以下の項目について、24年度改正で措置することとしてはどうか。

1. 政策税制措置の延長

① 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長

〔 法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課税する特例の適用期限を2年延長する。 〕

② 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限の延長

〔 中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない措置の適用期限を2年延長する。 〕

③ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

〔 本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を1年延長する。 〕

④ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

〔 本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を1年延長する。 〕

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<相続税・贈与税関係>

⑤ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し

相続税・贈与税の延納手続等について、災害等やむを得ない場合には、納税者の準備期間又は国（税務署）の審査期間に一定期間を加算する。

<自動車重量税関係>

⑥ 自動車重量税印紙の交換制度の創設

自動車重量税印紙については、印紙を所持している業者等において、印紙を死蔵させることなく、納税を行えるよう、平成26年10月1日までに収入印紙にも設けられている交換制度を新たに創設する。

(2) 税務手続の明確化・簡素化等

<所得税関係>

⑦ 紙与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化

給与所得者が源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出する「扶養控除等申告書」等については、実務上、源泉徴収義務者が保管の上、源泉徴収事務等に活用していることから、法令上も源泉徴収義務者の保管を明確化する。

⑧ 紹与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し

常時雇用者が10人未満の場合における源泉所得税の納期限に関する次の2つの特例について、小規模事業者の事務負担や制度簡素化の観点から、制度を一本化し、納期限を7月10日及び翌年1月20日とする。

- ① 半年分まとめてそれぞれ7月10日及び翌年1月10日に納付できる特例
- ② ①の翌年1月10日の納期限を翌年1月20日にする特例（滞納がある年を除く。）

＜相続税関係＞

⑨ 相続税の連帯納付義務の見直し

他の相続人の相続税を納付する義務を負う連帯納付義務について、連帯納付義務者にとって過酷となるケースの発生を防止しつつ、一般納税者との間の公平を確保する観点から、次の場合には連帯納付義務を解除する。

- ① 申告期限から5年を経過した場合（5年以内に履行を求めているものについては、継続）
- ② 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

(3) 課税の適正化

＜所得税関係＞

⑩ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設

外国法人の子会社である内国法人又は外国法人の国内支店の従業員等が、その外国法人から付与されたストック・オプションの行使等をして当該外国法人の株式等を取得したときは、当該内国法人等は、当該ストック・オプションの行使等に関する調書を提出しなければならないこととする制度を創設する。

- （注）当該外国法人の株式の交付に代えて現金が給付される場合も、同様とする。

⑪ 社会保険診療報酬の所得計算の特例（検討事項）

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態を踏まえ、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について検討。

（注）会計検査院意見表示事項

＜国際課税関係＞

⑫ 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

税務行政執行共助条約（マルチ条約）や二国間条約の国内担保法を整備する観点から、現行の徴収共助の規定について次のような点の見直しを行うこととする。

- ① マルチ条約やOECDモデル条約では、一般私債権者の債権回収機会を損なわないよう、外国租税債権には優先権を認めないこととされており、国内法についてもそれに対応した見直し。
- ② 徴収共助を行わない事由（除外事由）を整備するとともに、徴収共助の具体的な手続の明確化等。

⑬ 国外財産に係る情報の把握への対応

国外財産に係る所得税・相続税等の適正な課税・徴収に資するため、5千万円を超える国外財産を保有する個人（居住者）に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。

その「提出促進策」として、国外財産に関する所得等の申告漏れがあった場合の加算税について、次の措置を講じる。

- ① 調書に国外財産の記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減（所得税・相続税）
- ② 調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重（所得税）

⑭ 関連企業間の利子を利用した租税回避への対応

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合（50%）を超える分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする。